

兵庫県職員のパソコンに係る広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県（以下「県」という。）において県職員が事務に使用するパソコンに広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告用パソコン 県庁WANに接続された共通パソコンで、文書管理、照会、連絡等の一般事務用途に用いられているものをいう。
- (2) 広告 この要綱に基づき広告用パソコンに掲載するために作成された、文字又は画像で表示される電磁的画像をいう。
- (3) 広告主 自らの広告を自ら掲載しようとする者及び他社の広告を代理し掲載しようとする者をいう。
- (4) ログオン 広告用パソコンにID、パスワード等の必要な情報を入力することにより、当該パソコンを使用可能な状態にすることをいう。

(基本的な考え方)

第3条 本事業の実施にあたっては、広告用パソコンの本来の業務目的に支障を生じさせないとともに、その機能を損なわないようにしなければならない。

(広告の掲載場所等)

第4条 広告の掲載場所及び掲載時間は、県が別に定めるものとする。

(掲載しない広告等)

第5条 次の各号に掲げる内容を含む広告は、掲載しない。

- (1) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (2) 社会問題についての主義・主張
- (3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (5) 第三者を誹謗中傷又は排斥するもの
- (6) 第三者の権利又は法律上保護される利益を侵害するおそれのあるもの
- (7) 法令、規則等に反するもの
- (8) 求人に関するもの
- (9) 青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの
- (10) 貸金業又はたばこ事業に関するもの
- (11) 個人もしくは法人の名称、所在地又は連絡先のみを周知を目的とするもの及び年賀、慶弔その他これに類する挨拶を目的とするもの
- (12) 債権取立て、示談引き受けなどをうたったもの
- (13) 投機、射幸心を著しくそそるもの
- (14) 責任の所在が不明確なもの
- (15) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
- (16) 閲覧者が、県に関する情報と錯誤するおそれのあるもの
- (17) その他広告の内容として適当でないと県が認めるもの

2 次の各号に掲げる業種及び事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及びそれに類似する業種

- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業者のうち、専ら消費者金融業及び事業者金融業を営む事業者
- (3) ギャンブルに関する業種。ただし、公営競技及び当せん金付証券法に規定する宝くじに係るものを除く。
- (4) エステティックサロン、美容整形など、法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (5) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する通信販売、訪問販売を行う事業者。ただし、特定商取引に関する法律第30条に規定する通信販売協会に加盟している事業者を除く。
- (6) 投資顧問業、抵当証券業、商品先物取引業、金融先物取引業など、利殖を目的とした投資・投機のあるせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- (7) 結婚相談所、異性紹介事業等の業種
- (8) 興信所、探偵社、身元調査会社等の業種
- (9) 当該事業を営むにあたって必要な主務官庁の許認可を受けていない事業者、又は主務官庁から営業停止等の処分を受けている事業者
- (10) 暴力団員がその経営に実質的に関与している事業者、暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしている事業者及び暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している事業者
- (11) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けている者
- (12) 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- (13) その他広告主としてふさわしくないと県が認める者

3 次の各号に掲げる表現を含む広告で、閲覧者に不快感や誤解を与えたり困惑させたりするおそれがあるものについては、その内容を制限することができる。

- (1) 「閉じる」、「キャンセル」など、閲覧者に誤解を与えるおそれがあるもの
- (2) コントラスト（明度差）が強いクリエイティブ表現など、閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
- (3) その他広告の表現として適当でないと県が認めるもの

（広告の仕様等）

第6条 広告の仕様等については、県が別に定めるものとする。

（広告掲載料の額）

第7条 広告掲載料の額は、募集期間ごとに県が決定する。

（広告主の募集）

第8条 広告主の募集は公募手続きにより行う。

（広告の申込み）

第9条 広告の掲載を希望する者は、兵庫県パソコン広告掲載申込書（別紙第1号様式）を提出するものとする。

（広告主の決定）

第10条 広告主の決定は、広告主の募集を開始した後、第9条の広告掲載申込書を県が受領した日の順番に同申込書の内容を審査し、各月ごとに最初に適正であると認められた者とする。

2 同日中に複数の申込みがあったときは、受領した順番は県によるくじで決定する。なお、広告主の最終決定権は県が有する。

（広告の掲載期間）

第11条 広告を掲載する期間は、1か月単位とする。ただし、複数月の申込みがあった場合は、県

は掲載期間を複数月とすることができる。なお、広告主は1週間に1回を最大頻度として当該広告の内容を変更することができる。

- 2 広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の最初の開庁日とする。
- 3 広告の掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の最後の開庁日とする。

（広告原稿の作成及び提出）

第12条 広告主は、広告掲載開始日の1週間前（その日が開庁日の場合はその前開庁日）までに、広告原稿となる電子データを県の指定する場所に提出（メールによる送信を含む。）しなければならない。

- 2 前項に規定する広告原稿の作成に要する経費は、広告主が負担する。
- 3 県は、第1項の規定により広告原稿の提出があったときは、第5条及び第6条該当の有無について審査し、必要に応じて広告主に対して修正を求めることができる。
- 4 広告主は、前項の規定により広告原稿の修正を求められた場合は、必要な修正を行い、県の指示に従いすみやかに再提出しなければならない。

（広告の掲載）

第13条 県は、前条の規定により提出された広告原稿を、原則として広告掲載開始日の午前8時45分までに登録するものとする。

- 2 県は、前項の規定により登録した広告を、原則として広告掲載終了日の午後5時45分以降に削除するものとする。
- 3 広告掲載終了日の午後5時45分から広告掲載開始日の午前8時45分までの間に、メンテナンス作業その他県の都合により広告が表示され、又は表示されなかったことにつき、県は一切の責を負わない。

（広告内容の修正）

第14条 県は、掲載中の広告についても、広告の内容が第5条各項のいずれかに該当し、又は第6条に反すると認められる場合には、広告主に対して修正を求めることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告原稿の修正を求められた場合は、直ちに必要な修正を行い、修正した広告原稿を県に提出するものとする。

（広告掲載の中止）

第15条 県は、次の各号に掲げる場合には、直ちに広告の掲載を中止することができる。

- (1) 県が指定した期日までに、第17条に定める広告掲載料が納付されないとき
- (2) 県が前条第2項の規定による広告内容の修正を求めた場合において、県が指定した期限までに広告原稿が提出されないとき
- (3) 広告主もしくは広告が第5条各項に該当することが判明したとき、又は第6条各項に反することが判明したとき

2 県は、前項の規定により広告の掲載を中止した場合は、広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

3 県は、第1項の規定により広告の掲載を中止した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料を広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の中止を通知した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。

4 前項ただし書きの規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告主の都合による広告掲載の中止）

第16条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を中止することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を中止するときは、書面により県に申し出なければならない。

3 県は、前項の規定により申し出を受けた場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料を返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、申し出を受けた日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。

4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の納入)

第17条 広告主は、県が指定する日までに、県が発行する納入通知書により広告掲載料を納入しなければならない。ただし、県が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載料の返還)

第18条 県の責に帰すべき理由により、開庁日に県庁WANが終日（午前8時45分から午後5時45分までをいう。）全面停止した場合は、県はその停止した日数をその月の開庁日の日数で除した値にその月の広告掲載料を乗じて得た金額を、広告主に返還しなければならない。

2 前項の規定による返還額を計算する際に円未満の端数が生じたときは切り上げる。

3 第1項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載状況の確認)

第19条 広告主は、広告の掲載状況について、随時、県に対して報告を求めることができる。

(広告主の責務)

第20条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2 広告主は、広告の掲載により、県又は第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第21条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県の判断に従うものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月23日から施行する。ただし、掲載が平成27年4月30日までの広告については、改正前の規定による。